

(7/4)

本件消費寄託契約等の概要

1 有価証券特約付消費寄託契約の概要(寄託者:県 受寄者:三井住友銀行)

区分	契約1	契約2
寄託国債	第120回20年利付国債	第338回10年利付国債
額面	8,600百万円	25,800百万円
品借料率	1.65% (国債利率1.60%+0.05%)	0.45% (国債利率0.40%+0.05%)
寄託契約日	平成27年3月5日	平成27年3月5日
契約終了日	平成42年6月21日 (国債満期翌営業日)	平成37年3月24日 (国債満期翌営業日)
契約の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 品借料として国債利率に+0.05%が発生 (17.2百万円/年・195.65百万円/累計 の上乗せ収益) 原則中途解約不可 中途解約時、運用財産の毀損または公社向け貸出債権で代物弁済の可能性 	
中途解約時の取扱		
公社借入の期限前弁済	①公社は国債取得代金・スリップ 清算金・経過利息・遅延損害金を支払 ②銀行は①を元に寄託物と同種・同量の国債を取得 ③②の国債を県へ返還(同額の金銭の場合あり)	
公社の期限の利益喪失 ※倒産・履行遅滞等	①公社は国債取得代金を支払 ②公社はスリップ 清算金・経過利息・遅延利息を支払 ③公社が②を支払えない場合、銀行は県に損失補償を請求 ④公社が①を支払えない場合、銀行は県に公社向け債権で代物弁済	
銀行の期限の利益喪失 ※倒産・履行遅滞等	①スリップ 取引の精算(県に受取が発生する場合のみ) ②信託の残存資産より、県あて公社向け債権の代物弁済及び金銭を支払	
その他期限前弁済事由の発生 ※法令変更等	①スリップ 取引の精算 ②信託の残存資産より、県あて公社向け債権の代物弁済及び金銭を支払	

2 関連契約の概要

- (1) 特定金銭信託契約(委託者:SMBCフレンド証券 受託者・スリップ取引相手方:三井住友銀行)
 - ・全体像を総括した契約
- (2) 金銭消費貸借契約(債務者:兵庫みどり公社 債権者:三井住友銀行)
 - ・公社・銀行間の長期借入契約
 - ・償還方法:満期一括方式
 - ・実行日:H27.3.31付け
 - ・満期日:国債償還日
 - ・利 率:TIBOR(6M)+0.23%
- (3) 損失補償契約(補償者:県 相手方:三井住友銀行 被補償者:兵庫みどり公社)
 - ・みどり公社の破綻により金利交換契約が中途解約される場合の解約清算金の支払いを補償(貸付元金の補償は不要)

17/5

**有価証券特約付消費寄託契約書
(責任財産限定特約付)**

2015年3月25日

寄託者：兵庫県

受寄者：株式会社三井住友銀行

Linklaters

外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
明治安田生命ビル10階

Telephone (+81) 3 6212 1200
Facsimile (+81) 3 6212 1444

ref L-230139

A18787617

第22条 (通知)

- 1 本契約に基づいて当事者がなすべき一切の通知は、当事者間で別途合意した場合を除き、(i)別紙1に記載されるそれぞれの連絡先宛の料金発信者負担の郵便等若しくは手交、(ii)当該連絡先宛のファクシミリ送信、又は(iii)別途確認されるアドレス宛の電子メールのいずれかの手段により行われるものとします。郵便等による場合は発送から3日後（但し、不到達の場合を除きます。）、手交による場合は手交された日、ファクシミリ送信による場合は名宛人により受領された時点（この場合はファクシミリによるメッセージを名宛人に送ったファクシミリ機からの送信確認をもって、名宛人により受領されたものとみなします。）にて、それぞれ当該通知が到達したものとみなします。電子メールによる場合には、当該通知が判読可能な状態で相手方に現実に到達した場合に限り、当該時点での当該通知の到達があったものとします。
- 2 前項の規定に拘わらず、当事者が他の当事者に対して書面により前項に定める連絡先以外の連絡先（以下「新連絡先」といいます。）を通知した場合は、かかる通知後、他方の当事者は新連絡先に対し通知を行う義務を負うものとします。

第23条 (届出)

- 1 寄託者は、受寄者に対し、原本証明付の議会の議決証明及び公印台帳と共に、元利金返済口座及び連絡先について、別紙1の様式に記載のうえ、本契約締結と同時に届け出るものとします。なお、別紙1の証券口座、元利金返済口座又は連絡先に変更があった場合は、受寄者所定の手続きに従い、書面により届け出るものとします。
- 2 前項の届出が遅れたため又は誤っていたため生じた損害については、受寄者は一切責任を負わないものとします。

第24条 (営業日調整)

営業日調整とは、本契約において営業日調整の対象とされた日が営業日以外の日に該当した場合における当該日の代替の営業日を指定するための調整を意味し、本契約において営業日調整に従う旨規定されている日について、当初予定されていた日が営業日以外の日に該当する場合には、当該予定されていた日に代えて、その翌営業日を意味するものとします。

第25条 (銀行取引約定書)

寄託者及び受益者は、本契約において、（寄託者及び受寄者との間における融資取引に関する包括的な基本契約（銀行取引約定書、取引約定書その他の名称の如何を問いません。）が適用されないことを確認します。

第26条 (各条項の独立性)

本契約の各条項は、それぞれ、独立のものとし、ある規定が無効と判断された場合でも、かかる無効は他の条項及び本契約全体の有効性には影響を与えないものとします。

第27条 (本契約上の債権債務の移転禁止)

寄託者及び受寄者は、事前に相手方の書面による同意がない限り、本契約に基づく債権又は債務及び契約上の地位を第三者に対して譲渡し又は第三者のために質権その他の担保権を設定することができないものとします。

第28条 (契約の変更等)

本契約は、本契約を含む本件関連契約に別段の定めがある場合又は事前に寄託者及び受寄者が書面により合意した場合を除き、その全部又は一部を解除・変更できないものとします。